(一)　路線名　東北横断自動車道釜石秋田線

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
遠野市宮守町下鱒沢三三地割二三番から同市宮守町下鱒沢三三地割八一番二まで	前	七四・八四メートル～一七八・四五メートル
	後	六五・六八メートル～一七八・四五キロメートル

(三)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年八月十三日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画緑地事業第六号玉川上水緑地

三　事業施行期間　自平成二十六年八月十三日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都杉並区久我山一丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第三百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年八月十三日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業幹線街路環状第四号線

三　事業施行期間　自平成二十六年八月十三日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都文京区本駒込六丁目及び本駒込二丁目地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第百三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月十三日　中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一般国道百五十五号	知立市西町亀池四三番一六から同市西町西二〇番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年八月十三日

○中部地方整備局告示第百三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月十三日　中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一般国道十九号	長野県木曽郡木曽町日義四七四七番二から同町日義四七四二番一まで	中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年八月十三日

○中部地方整備局告示第百三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月十三日　中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一般国道百五十五号	知立市西町亀池四三番一六から同市西町西二〇番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年八月十三日

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理　国務大臣　菅　義偉

外務大臣岸田文雄海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（八月八日）

（消費者庁次長）内閣府事務官　山崎　史郎

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に転任させる

（内閣府大臣官房）同　鈴木　晋

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に転任させる

（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））内閣事務官　服部　高明

内閣府に出向させる（以上八月十日）

（外務省大臣官房）外務事務官　髙野　修一

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に併任する

（同）同　平野　隆一

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房情報セキュリティセンター参事官を命ずる

（同）同　松永　健

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））の併任を解除する（以上八月十一日）

金融庁

（国土交通省住宅局住宅総合整備課賃貸住宅対策官）国土交通事務官　多田　治樹

内閣府事務官に任命する

総務企画局企画課企画官を命ずる

（総務企画局企画課企画官）内閣府事務官　増田　昌樹

国土交通省に出向させる（以上八月十日）

法務省

検事　畝本　毅

同　西山　卓爾

検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（検察官特別考試担当）に併任する

併任の期間は平成二十六年十一月三十日までとする（各通）

同　廣上　克洋　同　松本　裕

検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（検察官特別考試担当）の併任を解除する（各通）

同　佐藤　隆文

検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（副検事の選考のための試験担当）に併任する

併任の期間は平成二十六年十一月三十日までとする

同　水沼　祐治

検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（副検事の選考のための試験担当）の併任を解除する（以上七月二十三日）

最高裁判所事務総長　戸倉　三郎

検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する

検察官特別任用分科会に所属させる　濵野　惺　長井　博美

検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する

公証人分科会に所属させる

任期は平成二十七年十二月三十一日までとする（各通）

宮沢　忠彦　小西　敏美

検察官・公証人特別任用等審査会委員を免ずる（各通）（以上七月三十日）

岩井　俊　佐藤　裕美

難民審査参与員に任命する（各通）（八月一日）

（東京地方検察庁検事）検事　森川　奈津

津地方検察庁検事に配置換する（八月七日）

（在アメリカ合衆国日本国大使館一等書記官）外務事務官　渡部　直希

検事二級（東京地方検察庁検事）に転任させる

法務事務官（法務省刑事局付）に併任する（八月八日）

公安調査庁

（公安調査庁調査第二部公安調査管理官）法務事務官　根本　純史

警察庁に出向させる

（警察庁長官官房総務課留置管理室長）警視正　片倉　秀樹

法務事務官（公安調査庁調査第二部公安調査管理官）に昇任させる（以上八月八日）

文部科学省

研究振興局振興企画課長　板倉　康洋

大臣官房付に任命する

研究振興局基礎研究振興課長　安藤　慶明

研究振興局振興企画課長に任命する

国立大学法人北海道大学大学院工学研究院教授　行松　泰弘

研究振興局基礎研究振興課長に任命する（以上六月四日）